

学校における手話言語等推進研修

本研修会の資料は、千葉県教育委員会
(特別支援教育課)のホームページに、
カラー版にて掲載してあります。
校内研修等に、どうぞ、ご活用ください。



千葉県マスコットキャラクター
チーパくん

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/index.html>

千葉県教育委員会

ただいまより、「学校における手話言語等推進研修」を始めます。
本研修は、「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」の第12条「学校における手話等の普及」を受けて実施します。

それでは、研修を始めさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

障害者差別解消法

- ・ 全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体…法的義務
民間事業者………法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

(障害者から意思表示があった場合)

国・地方公共団体…法的義務
民間事業者………努力義務

- ・ 公布日：平成25年6月26日
- ・ 施行日：平成28年4月1日

<近年の日本の障害者施策>

日本は、2007(平成19)年9月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、同条約の批准に必要な国内法の整備を進めました。「障害者差別解消法(正式には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」を平成25年6月に制定し、ついに2014(平成26)年1月に同条約に批准しました。

<障害者差別解消法とは>

障害者差別解消法は、★「不当な差別的な取扱いの禁止」と公立学校を含む地方公共団体等の★「合理的配慮の不提供の禁止」を柱とし、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

障害のある人もない人も共に 暮らしやすい千葉県づくり条例

平成19年7月1日施行

○障害のある人への情報提供等における不利益な取り扱いの禁止や合理的な配慮に基づく措置について定める

⇒障害のある者に対する理解を広げ、
差別のない、誰もが暮らしやすい地域
社会を目指す

<近年の千葉県の障害者施策>

千葉県においては、平成18年に全国に先駆け、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成18年千葉県条例第52号)を制定し、障害のある人への情報提供等における不利益取扱いの禁止や合理的な配慮に基づく措置について定めるなど、障害のある者に対する理解を広げ、差別のない、誰もが暮らしやすい地域社会を目指し様々な取組を進めています。

千葉県手話言語等の普及の促進 に関する条例

平成28年6月28日施行

聴覚に障害のある方の意思疎通の
ために使われる、手話等(手話、筆談
等)を普及するための条例

<千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例について>

千葉県では、「聴覚障害者以外の者が聴覚障害者を理解し、互いに共生することができる地域社会を実現するためには、県民一人ひとりが聴覚障害や手話等に対する理解を深めていくことが必要である。」として、平成28年6月、これまでの歴史的背景を踏まえ、手話を言語として明確に位置付けるとともに、手話等の普及の促進を図り、さらには県民の聴覚障害者の意思疎通のための手段に対する理解を深めるため、「手話言語等の普及の促進に関する条例」を制定し、平成28年6月28日施行しました。

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例

基本理念

- ・ 聴覚障害者の特性に応じた意思疎通等のための手段の確保は、全ての人々が相互に意思を伝え、理解し、尊重し合うことを基本に行われなければならない
- ・ 手話は、文化的所産であり、ろう者が日常又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであるとの認識の下、その普及促進を図らなければならない

<千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例の基本理念>

この条例の基本理念としては次の2点が掲げられています。

- ・ 聴覚障害者の特性に応じた意思疎通等のための手段の確保は、全ての人々が相互に意思を伝え、理解し、尊重し合うことを基本に行われなければならない。
- ・ 手話は、文化的所産であり、ろう者が日常又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであるとの認識の下、その普及促進を図らなければならない。

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例

目的

手話が言語であることの明確な認識の下、手話等の普及の促進について、**基本理念**を定め、**県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにし、県の施策を推進するための基本的事項を定めることにより、聴覚障害者と聴覚障害者以外の者との共生することのできる地域社会の実現並びに聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする**

<千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例の目的>

この条例の目的は、手話が言語であることの明確な認識の下、手話等の普及の促進について、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにし、県の施策を推進するための基本的事項を定めることにより、**聴覚障害者と聴覚障害者以外の者との共生**することのできる地域社会の実現並びに聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することとしています。

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例

県の主な施策

- 1 手話等を学習する機会の確保等
- 2 手話等を用いた情報発信等
- 3 手話通訳者・要約筆記者等の
派遣体制の整備

4 学校における 手話等の普及



<千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例に係る県の主な施策>
そしてこの条例で県の主な施策として、この4つが定められています。

- 1 手話等を学習する機会の確保等
- 2 手話等を用いた情報発信等
- 3 手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の整備
- 4 学校における手話等の普及

この「4」に基づいて、本研修会を実施しているわけです。

本条例の第12条3項・4項に「学校における手話等の普及」について書かれています。

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例

学校における手話等の普及

第十二条

- 3 聴覚障害児が通園し、又は通学する学校の設置者は、教職員の手話等に関わる専門性の向上に関する研修等に努めるものとする
- 4 学校の設置者は、手話等に関する児童及び生徒の理解の促進に努めるものとする

＜千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第12条＞

「学校における手話等の普及」について

第十二条

3 聴覚障害児が通園し、又は通学する学校の設置者は、教職員の手話等に関わる専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

この3項では、学校全体で手話等に対する理解を深め、活用できるようにするための研修会を実施をすることなどが規定されています。

4 学校の設置者は、手話等に関する児童及び生徒の理解の促進に努めるものとする。

この第4項では、聴覚障害児が通園や通学していない学校においても、手話等の理解促進を図ることについて規定しています。

「手話等」とは

聴覚障害者が日常生活または社会生活を営む上で使用する意思疎通のためのすべての手段

- ・ 手話
- ・ 要約筆記
- ・ 筆談
- ・ 指文字 など



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

<手話等とは>

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例では、「手話等」という言葉が使われていますので、この言葉について説明します。

この「手話等」の定義としては、聴覚障害者が日常生活または社会生活を営む上で使用する意思疎通のためのすべての手段を指します。

具体的には、手話のほかに、要約筆記、筆談、指文字などが含まれますが、これらの手段を対応する聴覚障害者の方の必要に合わせて用います。

聴覚障害者の特性と配慮①

- ①声をかけられたのに、気づかないことを
無視したと誤解されることもある
- ②音声で伝えられない場合には、自らの意思を伝えるために**音声以外の方法**を使う必要がある
- ③文字や図などで情報を提供することで、**視覚から情報**が得られる

<聴覚障害者の特性と配慮事項①>

ここからは、聴覚障害のある方の特性と配慮についてお話します。

①まず、一番の特徴は、外見からわかりにくいので、声をかけられたのに、気づかないことで**無視したと誤解されることもある**ということです。

②生まれながらに音声を聞いたことがない方もいるため、発音が苦手で、自分の思いをうまく伝えられない方もいます。そのような場合には、自らの意思を伝えるために音声以外の方法を使う必要があります。

③音声の代わりに文字や図などで情報を提供することで、視覚から情報を得ることができます。

聴覚障害者の特性と配慮②

- ④音声での会話(読話・口話)以外に、手話、要約筆記、筆談、など、人によって使用する方法は様々である
- ⑤補聴器や人工内耳を装用していても健聴者と同じように聞こえるわけではないので、内容が伝わっているか確認するよう配慮する

<聴覚障害者の特性と配慮事項②>

④音声での会話以外に、手話、要約筆記、筆談、キュードスピーチなどの方法があります。複数を併用する場合がありますが、人によって利用できる方法は異なるため、障害のある人が複数いる場合にもお互いのコミュニケーションが行えるよう留意する必要があります。

⑤聴覚障害のある方は、すべて手話が使えないわけではないということに留意する必要があります。

・難聴者では、補聴器や人工内耳を利用して聴力を補う人もいます。音としては聞こえていても言葉として認識できないこともあります。また、騒がしい場所では聞き取れなくなることもありますので、内容が伝わっているか確認するよう配慮する必要があります。

聴覚障害者の特性と配慮③

⑥読話が必要な人には、**口の形が見やすい距離**を確保する

⑦補聴器を装用している人と話す時には、**大きな声で話す必要はないが、1メートル以上離れると音を拾いにくくなるので、適切な距離で話すようにする**

<聴覚障害者の特性と配慮事項③>

⑥読話が必要な人には、口の形が見やすい距離を確保します。

⑦補聴器を使っている人には、近づいて、正面から普通の大きさの声で話しかけます。特に大きな声で話す必要はありませんが、1メートル以上離れると音を拾いにくくなりますので、適切な距離で話すようにします。

意思疎通等のための手段①

①手話

- ・手指の動きや表情などを
使って概念や意思を表現する方法
- ・音声言語とは異なる文法体系を持つ



②指文字

- ・五十音の文字一つを一つの手の形で表わす方法。手話で表現できない場合等に使う

<聴覚障害者の意思疎通等のための手段①>

次に、意思疎通等のための手段についてお話します。

①手話

- ・手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する方法です。
- ・手話は音声言語(日本語など)とは異なる文法体系を持っています。

②指文字

・五十音の文字一つを一つの手の形で表す方法で、手話で表現ができない固有名詞などの場合に使われます。

意思疎通等のための手段②

③要約筆記

- ・話の内容を要約し、文字として聴覚障害のある人に伝える方法
- ・手書き要約筆記とパソコン要約筆記があり、聴覚障害等の条件により、スクリーンに映す全体投影方式、又はノートテイク方式で行う

④筆談

- ・筆談具(筆記用具、筆談ボードなど)を利用して、互いに文字を書いてコミュニケーションを行う方法



<聴覚障害者の意思疎通等のための手段②>

③要約筆記

・話の内容を要約し、文字として聴覚障害のある人に伝える方法です。手書き要約筆記とパソコン要約筆記があり、聴覚障害者、場所、機材等の条件により、プロジェクタ等でスクリーンに投影する全体投影方式と、個人に紙で伝えるノートテイク方式とがあります。

④筆談

・筆記用具、筆談ボードなどの筆談具を利用して、互いに文字を書いてコミュニケーションを行う方法です。

意思疎通等のための手段③

⑤読話・口話

- ・読話は、話し手の唇の動きや表情から話の内容を読み取る方法
- ・口話は、読話によって話を理解し、自らも発話を用いて意思伝達する方法

※キュードスピーチ

- ・読話の補助をするために、子音を手指のサインで、母音を口形で表す方法



<聴覚障害者の意思疎通等のための手段③>

⑤読話・口話

読話は、話し手の唇の動きや表情から状況を推測して話の内容を読み取る方法です。
口話は、読話によって話を理解し、自らも発話を用いて意思伝達する方法です。

※キュードスピーチ

読話の補助をするために、子音を手指のサインで、母音を口形で表す方法です。

千葉聾学校では、「は」は手のひらを手前にして下唇の前に出すことで、「は行」であることを示すとともに、口の形を「あ」にすることで「は」を示します。

※学校・地域によって、使用していない場合があったり、使い方が違っている場合があるので、留意が必要です。

簡単な手話

手話を使うときの、重要ポイント

- 1 手話は相手から見えるところで、はっきり伝えよう！
- 2 表情を大切にしよう！
- 3 声もいっしょに出そう！
- 4 手話は表現が一つではないことを認識しよう！

<手話を使うときのポイント>

これから、簡単な手話の実技を行います。手話を使うときの、重要ポイントはスライドにある4点です。

手話を使う時は、手の動きだけでなく、相手をしっかり見て、口話(口の動き)、顔の表情を付けることが大切になります。

1、手話ははっきり伝えましょう！

→自分の考えを正しく伝えて理解してもらうためです。

2、表情を大切にしよう！

→手話は顔の表情を付けることが大切になります。

たとえば、うれしいときはうれしそうに、悲しいときは悲しそうに表現しましょう。

3、声もいっしょに出しましょう！

→耳が不自由といっても、全く聞こえない人ばかりではありません。

「おはよう」と手話でするときも、「おはよう！」と声をだして手話といっしょに、元気な声も伝えましょう。

4、手話は表現が一つではないことを認識しよう！

→人、地域、国によって表現は様々です。手話にも方言、外国語があります。

簡単な手話 ①

①朝の あいさつ

「おはよう」



【朝】枕をおろすイメージ。利き手側のこめかみに、握りこぶしを当てて、その手を胸の前におろすことで、「朝」という単語になります。



【あいさつ】胸の前に、人差し指を伸ばした両手を向かい合わせ、人差し指の指先を同時に曲げて「あいさつ」を表します。

それでは簡単な手話を紹介します。

「おはようございます」

→朝起きた時のあいさつですので、「朝」と「あいさつ」の単語を組み合わせます。

利き手側のこめかみに、握りこぶしを当てて、その手を胸の前におろすことで、「朝」という単語になり、胸の前に、人差し指を伸ばした両手を向かい合わせ、人差し指の指先を同時に曲げて「あいさつ」を表します。

こぶしをこめかみにあてることで枕と頭の様子を示し、「寝る」という単語を表します。そして、下におろすことで「目が覚める」ことを表します。

手話は語源を知るとより分かりやすくなります。

簡単な手話 ②

② 昼の あいさつ



【昼】顔の中央に、人さし指と中指をそろえて伸ばした利き手を立てることで、時計の「正午」を表します。

「こんにちは」



【あいさつ】胸の前に、人差し指を伸ばした両手を向かい合わせ、人差し指の指先を同時に曲げて「あいさつ」を表します。

「こんにちは」

→12時のあいさつだから・・・

顔を時計の文字盤に見立てて、2本の指は時計の長針と短針を表現します。顔の中央に指を立てることで、正午を表します。

後の、「あいさつ」は朝と同じですので、胸の前に人差し指を伸ばした両手を向かい合わせ、人差し指の指先を同時に曲げます。

簡単な手話 ③

③夜のあいさつ

「こんばんは」



【夜】肩の前に、5本の指を開いた両手(手のひら側を相手に向ける)を構え、胸の前で両手を交差させます。陽が落ちるイメージ。



【あいさつ】胸の前に、人差し指を伸ばした両手を向かい合わせ、人差し指の指先を同時に曲げて「あいさつ」を表します。

「こんばんは」

→暗くなってからの挨拶をあらわします。

肩の前に、5本の指を開いた両手(手のひら側を相手に向ける)を構え、胸の前で両手を交差させます。

両手で視線をふさぐような動作で、暗くなって見えなくなる様子表現します。

後の、「あいさつ」は同じですので、胸の前に人差し指を伸ばした両手を向かい合わせ、人差し指の指先を同時に曲げます。



次は「よろしくお願いします」です。

鼻の前に、利き手の握りこぶしを構え、前方に出すことで、「よい」という意味になります。

そして、顔の前に利き手のひらを垂直に立てて、前方にたおすことで、「頼む」「～してください」の意味になります。

この「お願い」は多用される手話で、一緒に使う言葉によってはニュアンスが変わってきますが、「～してください」という相手へのお願いが主になってきます。

次に行く「すみません」にも含まれてきます。

簡単な手話 ⑤



「すみません」の手話ですが、

利き手の人差し指と親指で、眉間のあたりをつまむようなまねをすることで、「迷惑」を表します。

そして、顔の前に利き手のひらを垂直に立てて、前方にたおす、「お願い」の意味を加えます。

簡単な手話 ⑥

⑥「ありがとう」



利き手と逆の手のひらを下向きにして、その腕を横にたおす。5本の指を伸ばした利き手を、逆の手の甲にのせます。

利き手を上に上げます。

「ありがとう」の手話ですが、

利き手と逆の手のひらを下向きにして、その腕を横にたおす。5本の指を伸ばした利き手を、逆の手の甲にのせます。

次に、利き手を上に上げます。

簡単な手話 ⑦

⑦

「はじめます」



両手を胸の前で親指をつけて構えます。観音開きのドアが閉まっている様子を表します。

構えた両手を左右に開きます。ドアが開く様子で、「開く」「開始する」を表します。

「はじめます」の手話ですが、

両手を胸の前で親指をつけて構えます。
観音開きのドアが閉まっている様子を表します。

その構えた両手を左右に開きます。ドアが開く様子で、「開く」「開始する」を表します。

簡単な手話 ⑧

⑧

「おわります」

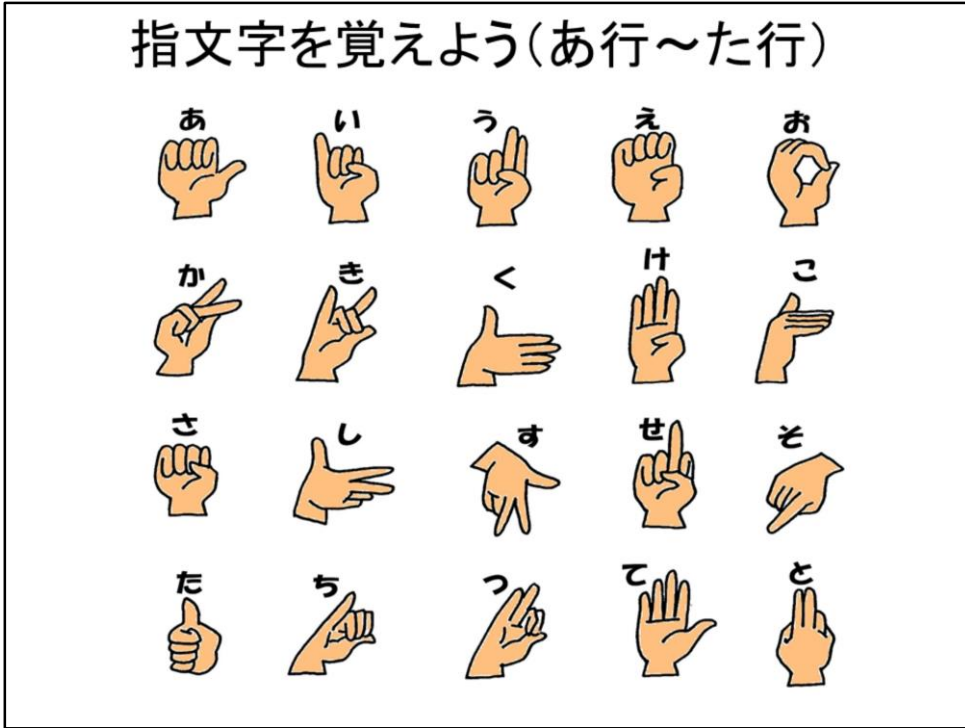


両手のひらを上に向け
少し曲げます。
両手をすぼめながら、
下におろします。

最後に「終わります」の手話です。

両手のひらを上に向け少し曲げ、両手をすぼめながら、下におろします。

指文字を覚えよう(あ行～た行)



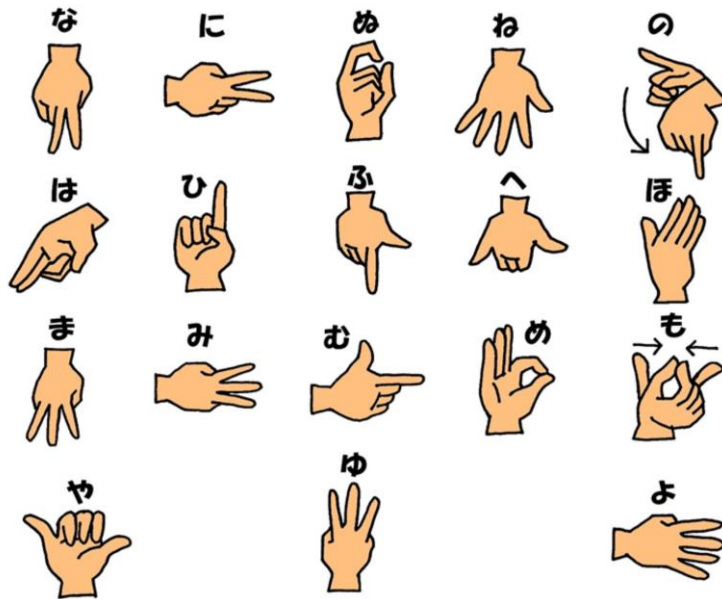
次は、指文字です。

指文字は手話で表せないもの等を表す時に使います。

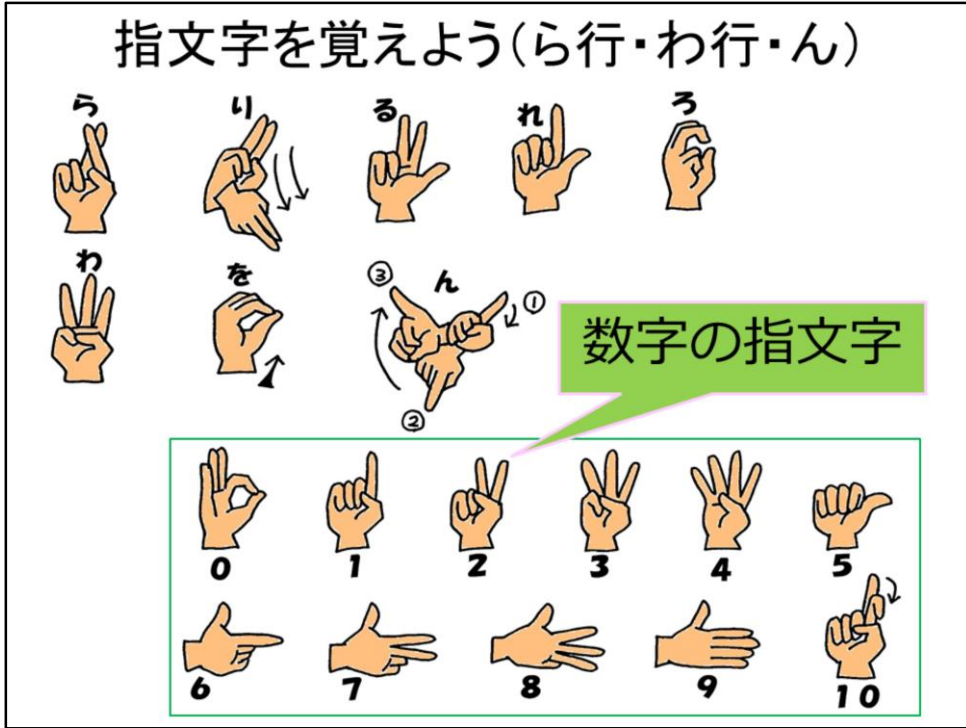
こちらのスライドは、ア行からタ行になりますが、これは相手から見た形になります。

時間の関係で、資料のみの配布とさせていただきますが、興味のある方はご活用ください。

指文字を覚えよう(な行～や行)



これは、な行からや行の指文字になります。



最後は、ラ行からです。

下段は数字の表し方です。

日付、値段、誕生日などを表す時に使います。

時間の関係で、こちらも資料のみの配布とさせていただきますが、興味のある方はご活用ください。

【参考資料・文献】

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）内閣府
- ・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成二十四年三月二十三日条例第二十二号）
- ・ 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（平成二十八年六月）
- ・ ゼロからわかる 手話入門（主婦の友社）
谷 千春 監修

<参考・引用文献>

参考資料や引用文献です。

<伝達研修について>

以上で「学校における手話言語等推進研修」を終わりにします。

冒頭でもお伝えしましたが、本研修を受講した皆さまは、必ず、本研修の内容を各学校に持ち帰り、ご自分の学校の職員に伝達研修という形で、お伝えいただくということとなります。

たいへん重要な役目となりますが、どうぞ、よろしく願います。

なお、伝達研修は、12月末までに実施するようお願いいたします。来年1月に、実施状況について調査をさせていただく予定ですので、併せて、お願いいたします。

お疲れさまでした。